

行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する 再教育に関する検討会について

1. 趣 旨

医療の質と安全に対する国民の関心が高まるなかで、生命に直結する業務を行う医療従事者に対しては職業倫理や適切な技術の実施が求められている。

平成 18 年 6 月 21 日の医師法、歯科医師法および保健師助産師看護師法の改正により、行政処分を受けた医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師については、倫理の保持又は必要な知識及び技能に関する再教育を受けるよう厚生労働大臣は命ずることができるものとされた。医師・歯科医師については本年 4 月から施行となり、保健師・助産師・看護師は来年 4 月より施行である。

本検討会は行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する再教育の具体的な内容および実施方法などについて検討するために開催するものである。

2. 検討事項

- 再教育の内容と方法
- 再教育の期間
- 指導体制
- 再教育修了の評価と認定

3. 検討会構成員・・・別紙

4. 検討会の位置づけ等

- 本検討会は、厚生労働省医政局長の私的検討会として開催する。
- 検討会は原則として公開とするが、検討にあたり個人情報等を取り扱う際には非公開とする。
- 検討会の議事進行は座長が行う。
- 検討会の庶務は医政局看護課が行う。

5. 検討会の開催予定

- | | |
|---------------|---|
| 第 1 回（6 / 6） | ①再教育に関する検討の経緯
②保健師・助産師・看護師の行政処分の状況について
③再教育内容・方法等について |
| 第 2 回（6 / 25） | 再教育内容・方法等について |
| 第 3 回（7 / 18） | 報告書（案） |